

〔翻訳・井上明子〕

” ブラウンフィールドグラントガイドライン よくでる質問 ”

Q. 2003年度のグラント申し込みの手順について教えてください。

A. 査定の為の補助金、リボルビングローン補助金、清掃の為の補助金を申請するには、2段階の過程があります。それについては新ガイドラインをご覧ください。(http://www.epa.gov/brownfields/applicat.htm#pg) 職業訓練プログラムを申請する場合の一段階のみのプロセスは、職業訓練プログラム専用のガイドラインを参照下さい。

(<http://www.epa.gov/brownfields/applicat.htm#jt>)

EPA は、査定、リボルビングローン補助、清掃の為の3種類の補助金申請の為のプロセスのガイドラインを一つにまとめています。査定、リボルビングローン、清掃のそれぞれの補助金申請の第一段階申請は、地域のEPAに2002年12月16日消印でお送り下さい。(コピーをEPA本部まで送付のこと)。

EPA は、第一段階申請書を読み、評価付けします。選抜された申請者は、最終申請書、つまり2段階プロセスの第二段階を提出するように2003年の2月に通知されます。それぞれのグラントの最終申請書は、地域EPAへ2003年3月14日消印でお送り下さい。(コピーをEPA本部まで送付のこと)。

申請者は初回申請を準備する段階で、EPA地域ブラウンフィールド担当者とコンタクトをとることが望まれます。地域ブラウンフィールド担当者のリストとEメールアドレスのリストは、次をご覧ください。

(<http://www.epa.gov/brownfields/corcntct.htm>)

競争率が高い為、初回、最終回の申請とも、申請前に担当者の補助、アドバイスを受けた申請者も、必ずしも選ばれる保証は無いとご了承下さい。

Q. 新グラントガイドラインを理解し、うまく対応するには、どのように補助やアドバイスを受けることができますか？

A. 申請者は、新しく改正されたブラウンフィールドの下、EPAブラウンフィールドウェブサイトの情報を読んだり、EPA地域ブラウンフィールド担当者にコンタクトをとって、グラント申請時に補助を要請したりすることが可能です。(http://www.epa.gov/brownfields/corcntct.htm)

すべての申請書が読まれ、グラントガイドラインの基準にそって客観的に評価され、他の申請書と比較されランク付けされます。競争率の高いプロセスのため、初回、最終回の申請とも、申請前に担当者の補助、アドバイスを受けた申請者も、必ずしも選ばれる保証は無いとご了承下さい。

## Q. グラント応募者の資格は

A. 新しく改正されたブラウンフィールド法では、グラント申請者の資格を次のように定めています。

### 1. 査定の為のグラント

次の政府機関：州、地方、種族団体（アラスカのインディアン部族を除く）、地方自治体に属する団体、土地開墾局、その他の準政府団体（地方自治体、政府団体、または州や政府の地域団体によって作られたり、許可されている再開発団体の制御または監視の下にあたり、そのエージェントとなっている団体）、アラスカ先住民地域団体、アラスカ先住民村落団体（これらの名称はアラスカ先住民損害査定条例に定義されている）、メトラカトラインディアン居住区も該当する。

### 2. リボルビングローン補助金の為のグラント

次の政府機関：州、地方、種族団体（アラスカのインディアン部族を除く）、地方自治体に属する団体、土地開墾局、その他の準政府団体（地方自治体、政府団体、または州や政府の地域団体によって作られたり、許可されている再開発団体の制御または監視の下にあたり、そのエージェントとなっている団体）、アラスカ先住民地域団体、アラスカ先住民村落団体（これらの名称はアラスカ先住民損害査定条例に定義されている）、メトラカトラインディアン居住区も該当する。

### 3. 清掃の為のグラント

上に示した政府団体と非営利組織（非営利教育団体を含む）。すべての該当する団体（非営利組織を含む）は、清掃を望む土地を所有していなくてはならない。

### 4. 職業訓練の為のグラント

上に示した政府団体と非営利組織（非営利教育団体を含む）。

## Q. それぞれのグラントで得られる額は？

A. 新ブラウンフィールド法では、該当者は次の額を申請できる。

1. 危険物質、汚染物質、汚染菌によって汚染された土地を査定する為には、20万ドルまで。同時に、石油によって汚染された土地を査定する為には、20万ドルまで。

2. もし申請者が、予想される汚染の度合い、大きさ、その土地の所有者の状況を元にある特定の土地の権利放棄を希望するのなら、危険物質、汚染物質、汚染菌によって汚染された土地を査定する為には、35万ドルまで。同時に、石油によって汚染された土地を査定する為には、35万ドルまで。

3. 初めてのRLF グラント申請につき100万ドルまで。該当団体の連合はひとりを受領者として、合同で申請できる。その場合、それぞれの該当団体につき100万ドルまで。

4. 清掃グラントは、それぞれ20万ドルまで、5カ所まで申請できる。

5. ブラウンフィールド地の査定と清掃に関する技術を習得する為の職業訓練グラントでは、20万ドルまで。

査定、清掃、職業訓練グラントのグラント有効期間は、2年間まで。RLF グラントは、5年間まで。更に詳しい情報は地域 EPA ブラウンフィールド担当者まで。<http://www.epa.gov/brownfields/corcntct.htm> 実際の額は、政府の予算の状況によって変わります。

#### Q. ブラウンフィールドとは何ですか？

A. EPS ブラウンフィールドグラントプログラムの目的として、ブラウンフィールド地とは、” 発展、再開発、または再利用が危険物質、汚染物質、汚染菌の存在または潜在的な存在によって困難な実際の土地 ”

ブラウンフィールドには、ファンドを取得できる3種類の土地があります。

1. 石油や石油物質で汚染された土地
2. 取り締まられている物質で汚染された土地
3. 鉱山によって汚染された土地

ファンドを取得できるブラウンフィールド地についての更に詳しい記述はガイドラインの付録3を参照のこと。<http://www.epa.gov/brownfields/html-doc/10902a3.htm>

(P48)

Q. ファンドに値する特殊地であるかの審査を受ける必要があるかどうか、どのように知ればいいのでしょうか。

A. EPA がその土地をファンドを受ける資格がある特殊地と確定したのでなければ、あるタイプの土地は、ファンドを受けることができません。ファンドを受ける資格がある特殊地への確定は、そのグラントを得ることによって、

1) 人の健康や環境を守る、加えて2) 経済的発展や公園、緑道、未開発地、レクリエーション地、または非営利目的に使われるその他の土地を作れるかということに基づきます。

申請者は、ガイドラインの付録4にある特殊地と確定される土地のリストを参照下さい。( <http://www.epa.gov/brownfields/html/doc/10902a4.htm> ) 更に詳細な質問は、地域ブラウンフィールド担当者までご連絡下さい。

**Q. 私の石油で汚染された土地がグラントに値するということを、どのようにEPA に示せばよいですか？**

A. グラントに値する石油汚染地であることを表明するためのひとつの方法は、州の石油事業当局者とコンタクトをとることです。( 該当する州の石油事業当局とコンタクトをとるには、ASTSWMO にアクセスして下さい。

[http://www.astswmo.org/committees.htm#Tank Subcommittee and Task Forces/](http://www.astswmo.org/committees.htm#Tank_Subcommittee_and_Task_Forces/) ) そして次の事項について話し合ってください。

- 1 ) 州はその土地を、その州にあるその他の石油のみに汚染されている土地と比較して、 ” 比較的危険度が低い ” と認識しているかどうか
- 2 ) 州はその土地に対する ” 実行可能な責任者 ” がいないと認識しているかどうか
- 3 ) 州は査定、調査、または清掃を行っている人物を、その地の清掃について潜在的に責任がないと認識しているかどうか

もし州から、その土地の危険度が低い、実行可能な責任者がいない、査定、調査、または清掃を行っている人物はその地の清掃について潜在的に責任がないという決定を受けたなら、グラント申請書に、その州のあなたがコンタクトをとった石油事業当局者と、その電話番号、コンタクトをとった日にち、そしてそのような結論に達した話し合いの要約を記して下さい。この情報と州から得たすべての必要書類を、申請書のその土地の詳細記述欄に添付して下さい。( ” Proposal Guidelines for Assessment, Revolving Loan Fund and Cleanup Grants, ” EPA-500-F-02-142, 2002年10月の18, 22, 25ページをご覧ください)。

(P49)

EPA は、インディアン部族にある土地に関しては、資格があるかどうかを決定します。

EPA は、もし選考段階で必要ならば、更に詳細な情報提供を求めることがあります。

注意：もしあなたの申請書が特別地であると認められなくても、石油汚染のグラントを得られることになれば、期限と状況は、必要となる決定を得る為の課程を明示する共同の同意書に記されることとなります。

**Q.申請者は、石油によるブラウンフィールドグラント（査定、リボルビングローンファンド、清掃）を申請するにあたって、申請前に州から承認を得ておく必要がありますか？**

A.いいえ。石油によるブラウンフィールドグラント申請に関しては、州の承認を得ておく必要はありません。すべての申請者は、州または種族の環境局が、この申請を行うことについて知っているという手紙を提出する必要があるだけです。州からの申請のみに限定されていた、UST フィールドパイロットグラントと異なり、新ブラウンフィールドグラントは次のような申請者を承認しています。

- 1 ) 地方自治体の一般目的団体
- 2 ) 土地開墾局、その他の準政府団体（地方自治体の一般目的団体の監視下、制御の下、またはそのエージェントとして機能しているもの）
- 3 ) 州の条例によって作られた政府団体
- 4 ) 地域協議組織、または地方自治体の一般目的団体
- 5 ) 州によって設立された、または許可された再開発エージェンシー
- 6 ) 州
- 7 ) アラスカ以外のインディアン部族
- 8 ) アラスカ先住民地域団体、アラスカ先住民村落団体（これらの名称はアラスカ先住民損害査定条例に定義されている）、メトラカトラインディアン居住区

石油によるブラウンフィールド地に関する申請者は、その土地がグラントに値するかどうか州の役人にコンタクトをとることが望まれる。

(P50)

**Q.どんな土地がブラウンフィールドグラント申請に該当しないのですか？**

A. ブラウンフィールド法改正によって、次の三タイプの土地はグラントに該当しません。それらは、特別地として認められないからです。

- 1 ) 国の優先リスト(NPL)に載っている、またはこれから載るよう指名されている。

2) 一方的行政命令、裁判所の命令、同意の上または裁判所の調停書による行政命令 ( CERCLA の関係者によって始められたり発せられたもの ) の的となっている機関

3) アメリカ合衆国の省、局、またはその媒介の支配権、保護、制御の下にある機関。アメリカ合衆国に保護されているインディアン部族の土地を除く。

**Q. 政府が保管しているインディアンの土地の中に存在する土地は、ブラウンフィールドグラントを得る資格がありますか？**

A. 一般的には、資格はあります。更に詳しい情報は、ブラウンフィールド担当者までご連絡下さい。

**Q. 資源保全再生法 ( RCRA ) 指定地は、ブラウンフィールドグラントを得る資格がありますか？**

A. 資格がある RCRA 地もあります。ブラウンフィールドグラントを得る資格があるかもしれない RCRA 施設は ( 他のすべての必要事項が合っていることを条件として ) 次のようなものです。

1) どんな行政、法の命令、調停書にも従属していない、当座の間の RCRA 地。  
2) 矯正するための行動や清掃を含まない行政、法の命令、調停書に従属している、当座の RCRA 地。 ( 例えば、RCRA セクション 3008 (a) は、供給なしでも汚染を処理する所有者または、実行者が必要としている ) 。

3) 是正措置を行うために、RCRA の許可、行政的または法の命令の範囲内にはない RCRA 地内の一区画の土地

加えて、§ 101 (39) (B) に示されている次のような RCRA 地は、EPA が定めた特定地として、ブラウンフィールドグラントを得られるかもしれない。この特定地に指定されなければ、RCRA 地は、グラントもローンの為の補助金も受けることができない。この決定をするにおいて、EPA は、査定または清掃活動の為のブラウンフィールドファンドが次のように役立つかどうかを審査する。

1) 人の健康や環境を守る。そして/または、

2) 経済発展を促進するか、

3) 何かを作り出したり、保護したり、公園や緑道、未開発地、その他のレクリエーション地、または、非営利目的に使われる組織を増やすか

**Q. EPA は " 非営利団体 " をどのように解釈するのか、また非営利団体は、新法の下、ブラウンフィールド再生にどのように携われるのか？**

A. ブラウンフィールドグラント事業の目的のために、EPA は次の ” 非営利団体 ” の定義を用いています。（連邦経済援助業務向上条例 1999 年のセクション 4（6）、公法 106・107 に含まれます）。

この法律は、” 非営利団体 ” のことを、次のように定義しています。  
” すべての法人、企業合同、協会、協同組合、またはその他の団体で、次のようなもの。

1 ) 本来、科学的、教育的、奉仕の、慈善の、またはその他の、公益において似たような目的によって運営されているもの。

2 ) 第一に、利益の為の運営されていないもの。

3 ) その団体の運営を続けたり、発展させたり、拡大させたりする為に純益を使うもの。

非営利団体は、国税収入局の規約 501 条 c 4 によって通過させられた例外団体を除いて、清掃グラントとリボルビングローン資本グラントの下にある補助的グラントを受け取ることが可能です。非営利団体はまた、職業訓練グラントを受けることも可能です。ブラウンフィールド職業訓練グラントの更に詳細な情報は、ガイドラインをご覧ください。

非営利団体は、ブラウンフィールド査定グラントまたは R L F グラントを 104 条 k 3 により、受け取ることができません。

**Q. 清掃グラントや R L F 補助グラントを申請する時点で、その土地を ” 所有 ” していなくてははいけませんか？**

A. いいえ。法令により、清掃グラント受領者とリボルビングローンファンドの補助的グラント受領者は、そのグラントまたは補助的グラントの ” 受領を受ける時 ” に、その土地を所有していなくてははいけません。無条件相続権も、所有者としての資格に合致します。ケースバイケースで、色々な処理の仕方が考えられます。例えば、まだその土地を ” 所有 ” していない方でも、次のような場合、申請ができます。もしグラント受領の前に、申請者にその土地を売ったり寄付したりすることになっている変更不可能な契約があったり、申請者がグラントを受け取ることになったりした場合。

**Q. 現在の試験的リボルビングローンファンドの、新法の下での ” 移行 ” はどんなものですか？**

A. 2002 年 1 月 11 日前に設立された R L F は、新 R L F への ” 移行 ” となるでしょう。EPA は、移行の仕方のガイドラインを出しています。EPA ウェブサイトをご覧ください。（<http://www.epa.gov/brownfields/html-doc/bcrlf-0.htm>） それらのガイドラインは、すべての現在の BCRLF 受領者と 地域 EPA

に配信されます。移行の仕方は、EPA 地域オフィスによって処理されます。移行することに決めた現在の BCRLF 受領者は、2003年の1月から6月の間に移行することが望まれます。これからの数年、BCRLF 受領者は、EPA が言い渡す ” 継続シーズン ” の間に移行について決めることになるでしょう。

**Q.新法の下での RLF 補助ファンド (RLFsupplemental funds)の申請資格は何ですか？ またどのように申請すればよいのですか？**

A 新ブラウンフィールド法の下で RLF グラントを受領する者と、新しいプログラムに移行する現在の BCRLF 受領者のみが、競争の無い補助ファンドを申請することができます。EPA は、補助的ファンドを、次の法による事項に従って考慮します。

- 1) 申請されている土地の数、集落の数、
- 2) 新法の下で、以前にグラントを受けていず、受領の資格のある申請者の需要
- 3) 申請者が RLF をどのように使って、浄化を促進するか、また継続的にファンドを得る必要性のアピール能力
- 4) EPA が RLF を実行するにあたって、適切と考えるその他の事項

競争の無い補助的ファンドに興味のある RLF 受領者は、地域 EPA 事務所を通じて、申請しなくてはなりません。地域ブラウンフィールド担当者に詳細は、連絡を取って下さい。ファンドの選定は、EPA によって、ファンドのある範囲で定期的に行われます。補助的ファンドは、ファンドがあることを前提に与えられます。

**Q.改正法では、非競争の査定補助ファンドを申請できますか？**

A.いいえ。ブラウンフィールド査定グラントの補助グラントは、ありません。しかしながら、現在の査定グラントの受領者も、新グラントに申し込むことはできます。

**Q.RLF グラント受領者は新法では、政府内ローン（すなわち、同じ政府の団体内のローン）受領が認められますか？**

A.はい。RLF 受領者は、新法では、政府内ローンを受けることができます。

**Q.RLF 受領者は、政府内清掃補助グラント受領が認められていますか？**

A.いいえ。清掃補助グラントは、ローンとは違い、RLF グラントを受けているのと同じ政府団体内の受領者は、清掃補助グラントを受けることはできません。

ん。(例えば、ある市の政府機関のひとつの部門の”補助グラント”を、同じ政府団体の違う部門へ)しかしながら、RLF 受領者はそれぞれ、清掃グラントを申請することができます。

**Q. ブラウンフィールドグラント(査定、リボルピングローンファンド、清掃グラント)申請者は、州に、EPA グラントを申請したことについて、届け出る必要がありますか？**

A. はい。申請者(州または部族の環境局以外の)は、州または部族の環境局が初回グラント申請時の活動計画内容を知っているという手紙を提出する必要があります。申請者が、複数のグラント申請がある場合も、すべての活動を表す一つの手紙があれば結構です。

**Q. 環境に関する法令や条例で認定された施設は、ブラウンフィールドファンド申請から除外されますか？**

A. 資源保全再生法(RCRA)、有害物質規制法(TSCA)、飲料水安全法(SDWA)に認定された施設と、水質汚染防止法(CleanWaterAct)の1321条(石油と危険物質の責任条件)で認定された施設は、ブラウンフィールドの定義からは、除外されます。しかしながら、そういった施設は、もしEPAによって、ブラウンフィールド改正法で言われているように、ファンドを与える特別地に指定されていればファンドを受けることが可能かもしれません。従って、資格を得る為には、その土地のファンドを申請する時、そのファンドが人間の健康や環境を守るか、そして、1)経済的発達を促すか、または、2)公園、緑道、未開発の土地、その他のレクリエーション地、その他の非営利目的に使われる土地を作ったり、保護したり、増やしたりするという証拠書類を提出しなくてはなりません。

**Q. ブラウンフィールドグラントファンドは、ポリ塩化ビフェニール(PCBs)によって汚染された土地を査定したり、清掃したりするのに使えますか？**

A. EPAの予備的な見解では、潜在的にPCBsで汚染されている土地はすべて、ブラウンフィールド査定、清掃、リボルピングローンファンドグラントを申請する資格があります。(特別地に認定されている場合を除いて)。EPAがその施設または施設の一部のPCB汚染を処理する為に不本意な行動を始めた場所を除いて。

EPAがまず始めに、PCB汚染を処理する為に、不本意な行動を始めた、その的となっているどんな施設または、その施設の一部も、もしEPAがファンドを与える特別地に認定すれば、ファンドを申請する資格があります。従って、資格のある申請者は、その土地のファンドを申請する時、そのファンドが人間の健康や環境を守るか、そして、1)経済的発達を促すか、または、2)公園、緑道、未開発の土地、その他のレクリエーション地、その他の非営利

目的に使われる土地を作ったり、保護したり、増やしたりするという証拠書類を提出しなくてはなりません。

**Q.部族は、ブラウンフィールド清掃グラントや RLF 清掃補助グラントの申請に関して言えば、部族の信託地を " 所有 " していることになりませんか？**

A.一般的に、ブラウンフィールド清掃グラントと RLF 清掃補助グラント申請の場合、EPA は、部族は部族の信託地の十分な所有者としての権限を持つと信じています。申請者はブラウンフィールド地域担当者にさらに詳細な情報を得る為にコンタクトをとって下さい。

**Q.部族は、" 潜在的責任のある団体 " (PRPs)と考えられますか？ そうであるなら、部族は、CERCLA 107条の下、受取人に潜在的責任がある土地で、それに見合う費用を払うためにグラントファンドを使うことが禁じられている法律の影響を受けますか？**

A.概して、EPA は部族を CERCLA の下、PRPs としての責任があるとは考えていません。申請者は、更に詳しい情報が必要な場合は、地域ブラウンフィールド担当者とコンタクトをとってください。

**Q.ブラウンフィールドグラントファンドを環境保険を買う為に使えますか？**

A.はい。土地の特徴付け、査定、または清掃を行う為にグラントやローンを受け取る申請者は、ブラウンフィールドグラントまたはローンファンドを環境保険を買う為に使えます。購入は、適切な OMB (行政管理予算局) の巡回コストと行政、行政のコストについて禁じられていることと矛盾してはなりません。

**Q.地方政府の申請者の場合、改正法による 10%供給の下、どんな活動内容にファンドが使えますか？**

A.CERCLA104 条(K)(4)(C)の下、" 地方政府は、ブラウンフィールド計画を発展、実行させるために、グラントファンドの 10%までの額を使うことができる "。次のような活動に使うことができます。

(A)ブラウンフィールド地で、ひとつかそれ以上の有害物質にさらされた人々の健康状態を次のように観察する。

- 1.土地に関係した環境衛生の危険度の査定
- 2.その地域の健康状態の基準の収集。危険にさらされた人々の特定を含む。
- 3.査定と(か)清掃中、物事を決断する時の、地域の人々の健康への関心事の収集と集約。
- 4.地域教育と告示、健康へのリスクの情報伝達、再開発に関係した教育。

(B) ” ブラウンフィールド地からの、いかなる危険物質をも人間にさらさせないようにするために使われた施設の規制を監視し、実行する。 ” 例えば、

- 1.工業技術や、帽子やフェンスのような物的管理
- 2.区画や許可などの政府による管理と、契約や地役権などの個人の管理

地方政府の申請者は、申請書を更に良いものにするために、その州や地方の公衆衛生局、州または部族の環境局、他のエージェンシーと共同で仕事をすることが望まれます。

**Q.以前の軍事施設が閉鎖され、後に地域の（か）州の政府または、非営利団体に委託された所は、ガイドライン FY03 の下、ファンドを受ける資格がありますか？**

A.概して、以前の軍事施設が今はもう政府の管理下になかったり、所有されていかなかったりして、その土地ももう閉まり、後に政府団体や非営利団体に委託された場合、ブラウンフィールドファンドを受ける資格があるかもしれません。例えば、次のタイプの施設は、ブラウンフィールドファンドに値します。

- 1．個人の所有物で、以前防衛の為に使われていた土地
- 2．個人の所有物で、以前土地活用是正実行計画地だった所
- 3．合衆国政府によって処理されている、その他の以前政府の土地だった所

連邦政府の所有、またはその保護、監督下にある施設は、ブラウンフィールドファンドに該当しません。

申請者は、詳細については地域ブラウンフィールド担当者にお尋ね下さい。

**Q.地域へ通知することは、どんな意味があるのですか？**

A.地域への通知は、ブラウンフィールド事業の開始以来ずっと、大事な側面となっていて、法改正後も引き続き重要な要素です。

グラントガイドラインは、申請者が地域に、申請書がどんな予定のどんな提案であるのかを説明する必要があると定めています。地域への通知のいくつかの例は、次のようなものです。

- 1 ) 政府との面談でブラウンフィールド申請書について話し合ったこと
- 2 ) 公開会合を行ったこと
- 3 ) 地域の新聞や掲示板にお知らせを掲示したこと
- 4 ) 住民を訪問して共感させたこと

( p 5 7 )

申請者は、地域住民にその他の方法で伝達した場合の詳細も記すことが可能です。

**Q.もし、誤って、資格の無い土地を申請してしまったり、ファンド特別地に指定される必要があるということを知らなかった場合、どういうことになるのでしょうか？**

A.EPA は申請者に、最初の申請書作成段階で、その土地が該当するかどうか明確にする機会を与えるでしょう。もしEPA が、” 該当外 ” とされた土地を、ファンド特別地の資格があると判断した場合、EPA は詳しくその理由を明らかにするでしょう。EPA は強力に、ガイドラインの第3章に対する調査を勧めます。更に、申請者はその土地が該当するかどうか、申請前に、地域ブラウンフィールド担当者とコンタクトをとるべきです。